

幼保連携型認定こども園の 設置認可等に関する審査基準

兵庫県知事（以下「知事」という。）が、幼保連携型認定こども園の認可を行う場合は、認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）その他の関係法令のほか、次の基準により審査する。

第1 設置認可

1 基本方針

- (1) 認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず、就学前の子どもの教育・保育を一貫的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を有することから、この多様な機能を生かし、都市部の待機児童対策、人口減少地域での子どもの育ちに必要な集団確保など、子どもの最善の利益に資する施設として、普及を推進する。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく基本方針を踏まえ、市町計画で需給調整の対象（需要△供給）となる区域については認可等が出来る特例措置が認められることから、必要利用定員総数に県の計画で定める数の上乗せを行い、計画期間中（H27～31）での、幼稚園・保育所からの移行希望に応える。

2 名称

名称は、当該認定こども園の目的に照らしふさわしいものであって、かつ、兵庫県内の既存園の名称と紛らわしくないものであること。

3 開園の時期

原則、毎年4月1日とする。

4 土地・建物の所有等

- (1) 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園については、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成19年3月28日付通知18文科高第756号）に準じた取扱いとする。
- (2) 社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付通知雇児発第0524002号・社援発第0524008号）に準じた取扱いとする。

5 設備

必要な園具及び教具は、原則として自己所有とする。ただし、通常の教育及び保育上支障がないと認められる設備に限り、借用とすることができる。

6 資金

年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

7 収支見込み

開園年度から少なくとも3年間の運営に係る収支について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等園児納付金収入、補助金収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

8 園長の資格

次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上あること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置者の推薦書がある者（専修免許状、一種免許状、幼稚園教諭二種免許状又は保育士資格を有する者に限る。）で、次の要件のいずれかを満たすとともに、毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めること。
 - ① 現行の幼稚園長、保育所長、認定こども園の長（以下「施設長」という。）として、5年以上、施設を適切に運営してきた者
 - ② 幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭又は保育士（施設長を含む。）として、10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者
 - ③ 別に定める地方公共団体や関係団体等による園長研修を受講し、園長となるための識見を身につけた者
- (3) (2)以外の幼保連携型認定こども園の設置者の推薦書がある者で、平成26年度末において施設長であり、かつ、設置認可申請時まで継続して施設長である者については、(1)又は(2)に該当するまでの間、次の要件のすべてを満たすこと。
 - ① (2)の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ② 認定こども園法施行規則第12条に定める園長の資格要件を満たす者又は幼稚園教諭免許二種免許状及び保育士資格を併有し、同条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上ある者を当該幼保連携認定こども園の副園長、教頭又は主幹保育教諭として設置（常勤に限る。）すること。
 - ③ 毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めること。

9 子育て支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業を実施しなければならない。実施内容については、以下の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 単に保護者の育児に代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援するものであること。
- (2) 子育て相談や親子の集う場について、週3日以上開設するなど保護者が利用を希望するときに利用可能な体制が確保されていること。

第2 標準処理期間

- 1 申請書の到達後、申請書に対する処分を行うまでの標準処理期間（当該申請の補正に要する期間を除く。）は6カ月とする。

附 則

- 1 この基準は、平成26年11月5日から施行する。
- 2 この基準は、平成27年1月19日から施行する。

- 3 この基準は、平成27年2月16日から施行する。
- 4 8(2)及び(3)に定める園長の資格は、平成31年度末までの取扱いとし、平成32年度以後の取扱いについては、遅くとも平成30年度末までに検討する。